

## 「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明

2012年（平成24年）11月7日、いわゆる「菊池事件」について、ハンセン病元患者3団体から、検事総長あてに再審請求することを求める旨の要請書が提出された。同事件は、ハンセン病患者とされた藤本松夫氏が、殺人等被告事件の被告人とされ、死刑を宣告され、1962年（昭和37年）9月14日に死刑執行された事件である。

同事件の刑事手続は、熊本地方裁判所内ではなく、国立療養所菊池恵楓園あるいは菊池医療刑務支所に仮設された「特別法廷」において非公開で行われた。この「特別法廷」内においては、裁判官、検察官及び弁護人がいずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録や証拠物等を手袋をしたまま取り扱うなど、ハンセン病に対する差別と偏見に満ちた手続がなされた。さらに、被告人が殺人の公訴事実を一貫して否認しているにもかかわらず、第一審の弁護人は、意見陳述において「何も申しあげることはない」と述べ、検察官請求証拠に全て同意した。

このような刑事手続が、裁判の公開、平等・公平な裁判、適正手続、弁護人による弁護を保障した憲法の規定に反し、被告人の裁判を受ける権利等を侵害するものであることは明らかである。同事件は、本来人権を守るべき立場にある裁判官、検察官及び弁護士という法曹三者が、ハンセン病に対する差別と偏見により、自ら取り返しのつかない人権侵害を犯したものと云わざるを得ない。また、実体的にも、確定判決における証拠関係には多数の重大な問題点が存在し、とりわけ凶器とされた短刀による被害者の創傷形成可能性については重大な疑問があるため、これに関する鑑定等が実施されることにより（新証拠）、実体的再審事由（刑事訴訟法435条第6号）も存在すると認められる。

憲法違反の刑事手続によって判決がなされて確定した場合、これを是正すべきは国家の責務であり、かかる観点から刑事訴訟法439条第1項は検察官を再審請求権者の筆頭に挙げている。すなわち検察官には、公益の代表者として刑事手続の過誤を正すことが期待されているのであって、今なお残るハンセン病に対する差別と偏見から、被告人の遺族による再審請求が困難な同事件においてはなおさらである。

当連合会は、法曹としての責任を痛感するとともに、検察官が再審請求を行うことにより、憲法違反の刑事手続による裁判を是正すべき責務を果たされることを強く求めるものである。

2013年（平成25年）8月7日

近畿弁護士会連合会

理事長 正木靖子